

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項の一部を改正する告示案の概要

1. 改正の趣旨

平成 29 年通常国会で成立した遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 18 号。以下「改正法」という。）による改正後の遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号。以下「新法」という。）第 3 条第 4 号に規定する基本的な事項等を定める。

2. 改正の内容

(1) 新法第 3 条の規定に基づき、名古屋・クアラルンプール補足議定書の的確かつ円滑な実施を図ることを目的に加える。

(2) 新法第 3 条第 4 号に規定する「遺伝子組換え生物等の使用等による生ずる影響であって、生物の多様性（生物の多様性の確保上特に重要なものとして環境省令で定める種又は地域に係るものに限る。以下同じ。）を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じた場合における当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るための施策の実施に関する基本的な事項」として、以下を定める。

① 遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るための措置命令の要件に関する事項

- ・「遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響」の認定
- ・「影響であって、生物の多様性を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じた」ことの認定
- ・「法の規定に違反して遺伝子組換え生物等の使用等がなされている」こと又は「なされた」ことの認定

② 損害の回復を図るために必要な措置の内容に関する事項

③ その他

- ・ 主務大臣から環境大臣への情報提供
- ・ 環境大臣から主務大臣への協議等

3. 施行

改正法の施行の日